憲法草案

各條

伊東
11

国立国会図書館

欠題（二月草案）　自第一条至第七八条　伊東巳代治関係文書11

217007

国立国会図書館

欠題（二月草案） 自第一条至第七八条 伊東巳代治関係文書11

No. 10

欠題（寒法草案）百三十五条

明治廿一年二月上旬 頃の草案と推定

され七十七ヶ條より成る。これは夏島草案（黒土書）に對して明治廿一年一月より二月に亘る伊藤公以下四人の檢討の結果修正をあへたものである（夏島草案（黒土書）附載の井上氏の修正を參考された）この草案に對しても伊藤公等は討論を續ケ更に二月、三月、四月に亘つて幾度かの修正を重ね四月やうやく成案を得た關下に奉呈することゝなつたのである。この文書に見える加筆は次の七十六ヶ條の上奏案を頒稿するまでの修正の經過を示すものであり黒土書は二月中旬及三月頃 大略書は三月下旬及三月四月頃のものと推定される。全部伊東巳代治の自筆である。

（稲田正治）

清書を持つて

二月十日から十二日まで夏島に行つている

此れは夏島における仕事

訂正記文は夏島に於て行ゆれた

朱が先 黒が後

二月十五日に夏島に參會しているがこの時ではないと思われる

（文理科大學新聞）

217007

国立国会図書館

欠題（二月草案） 自第一条至第七八条 伊東巳代治関係文書11

国立国会図書館

第一章　天皇

第一条

日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス

国立国会図書館

欠題（二月草案）　自第一条至第七八条　伊東巳代治関係文書11

第二条

皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇子孫之ヲ

継承ス

国立国会図書館

欠題（二月草案）　自第一条至第七八条　伊東巳代治関係文書11

第三条

天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス

国立国会図書館

欠題（二月草案） 自第一条至第七八条 伊東巳代治関係文書11

第四条

天皇ハ國ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ
此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ施行ス

国立国会図書館

欠題（二月草案） 自第一条至第七八条 伊東巳代治関係文書11

第五条

天皇ハ帝國議會ノ承認ヲ經テ立法權ヲ施行ス

国立国会図書館

欠題（二月草案）　自第一条至第七八条　伊東巳代治関係文書11

第　六条

天皇ハ法律ヲ裁可シ其公布及執行ヲ命ス

国立国会図書館

欠題（二月草案）　自第一条至第七八条　伊東巳代治関係文書11

第七条

天皇ハ帝國議會ヲ召集シ其開會閉會及停會ヲ
命シ及衆議院ノ解散ヲ命ス

国立国会図書館

欠題（二月草案） 自第一条至第七八条 伊東巳代治関係文書11

第八条

天皇ハ國家ノ危難又ハ國民ノ災厄ヲ避クル為ニ緊急ノ必要アル場合ニ於テ内外ノ事情ニ因リ帝國議會ヲ召集スルコト能ハサルトキハ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス

此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ノ承認ヲ経ヘシ

此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出スヘシ若議會ニ於テ之ヲ承認セサルトキハ將来ニ向テ法律タルノ効力ヲ失フヘシ

国立国会図書館

欠題（二月草案） 自第一条至第七八条 伊東巳代治関係文書11

第九条

天皇ハ法律ヲ施行スル為ニ又ハ國家ノ安寧ヲ維持シ臣民ノ幸福ヲ増進スル為ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ズ

国立国会図書館

欠題（二月草案）　自第一条至第七八条　伊東巳代治関係文書11

第十四条

天皇ハ内閣諸大臣ヲ任免ス

天皇ハ官制ヲ定メ及文武官ヲ任免ス

但シ此ノ憲法ニ特例ヲ掲ケタルハ各々其ノ條項ニ依ル

此ノ憲法ニ特例ヲ除ノ外文武官ニ任免ス

中制ヲ定メ及

国立国会図書館

欠題（二月草案） 自第一条至第七八条 伊東巳代治関係文書11

第十一条

天皇ハ行政各部ヲ構成シ及文武官ヲ任ス

法律ニ定メタル特例ヲ除ノ外

文武官俸給

第十一条

天皇ハ恩給年金及其他ノ給與ヲ定ム

国立国会図書館

欠題（二月草案） 自第一条至第七八条 伊東巳代治関係文書11

第十二条

天皇ハ陸海軍ヲ統帥シ（陸海軍ノ編制）
軍制軍政及軍令ニ関シ
最高命令ヲ下ス

陸海軍ノ編制ハ勅令ヲ以テ定ム

第十三条

天皇ハ交戦ノ宣告ヲ和親并ニ條約ノ締結ヲ

国立国会図書館

Todd p. 460
548–553
Dicey p 296–302

第十四条

天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス

戒嚴ノ要件ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

国立国会図書館

欠題（二月草案） 自第一条至第七八条 伊東巳代治関係文書11

第十五条

天皇ハ爵位ヲ授ケ勲章及其他ノ栄章ヲ賜與ス

国立国会図書館

欠題（二月草案）　自第一条至第七八条　伊東巳代治関係文書11

第　十六条

天皇ハ赦免減刑及復権ノ命ス

国立国会図書館

欠題（二月草案）　自第一条至第七八条　伊東巳代治関係文書11

第十七条

摂政ヲ置クノ場合ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル

摂政ハ天皇ノ名ヲ以テ大権ノ施行ヲ

国立国会図書館

欠題（二月草案）　自第一条至第七八条　伊東巳代治関係文書11

第二章　臣民ノ権利義務

第十八条

日本臣民ノ要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

国立国会図書館

欠題（二月草案）　自第一条至第七八条　伊東巳代治関係文書11

第十九条

日本臣民ハ法律ニ對シ平等ト不又法律命令ノ申リ定メタル資格ニ應シ均ク文武官ニ任セラレ及其他ノ公務ニ就クコトヲ得

国立国会図書館

欠題（二月草案） 自第一条至第七八条 伊東巳代治関係文書11

第二十条

日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ従ヒ兵役ノ義務

ヲ有ス

国立国会図書館

Todo b 457

第二十一条

日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ従ヒ納税ノ義務

ヲ有ス

国立国会図書館

欠題（二月草案） 自第一条至第七八条 伊東巳代治関係文書11

第二十二条

日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ居住ノ移轉ノ
ル ノ自由ヲ有ス

国立国会図書館

欠題（二月草案）　自第一条至第七八条　伊東巳代治関係文書11

第二十三条

日本臣民ハ法律ニ依ルニ非ラスシテ拿捕監禁及

糾治ヲ受クルコトナシ

第二十四条

日本臣民ハ正当ノ裁判所ヨリ阻隔セラルヽコト十七

国立国会図書館

欠題（二月草案）　自第一条至第七八条　伊東巳代治関係文書11

第二十五条

日本臣民ハ法律ニ指定シタル場合ヲ除クの外
其承諾ナクシテ住所ニ侵入セラレ及捜索セラル、
コトナシ

国立国会図書館

第二十六条

日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ノ外郵

信ノ秘密ヲ侵サルヽコトナシ

国立国会図書館

欠題（二月草案） 自第一条至第七八条 伊東巳代治関係文書11

第二十七条

日本臣民ハ其所有権ヲ侵サル、コトナシ

公益ノ為必要ナル處分ハ法律ノ定ムル所ニ依

ル

国立国会図書館

第二十八条

日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス

国立国会図書館

欠題（二月草案）　自第一条至第七八条　伊東巳代治関係文書11

第二十九条

日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行
集會及結社ノ自由ヲ有ス

国立国会図書館

第三十条

日本臣民ハ相当ノ敬礼ヲ守リ法律ノ定ムル所ニ従ヒ請願ヲ為スコトヲ得

国立国会図書館

欠題（二月草案）　自第一条至第七八条　伊東巳代治関係文書11

第三十一条

本章ニ掲ケル條規ハ戦時又ハ事変ノ場合ニ於テ天皇大権ノ施行ヲ妨クルコトナシ

国立国会図書館

第三十二条

本章ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ抵觸セサルモノニ限リ軍人ニ準行ス

国立国会図書館

欠題（二月草案）　自第一条至第七八条　伊東巳代治関係文書11

第三章　帝國議會

第三十三条

帝國議會ハ貴族院衆議院ノ両院ヲ以テ成立ス

第三十四条

貴族院ハ皇族華族及敕任セラレタル者ヲ以テ
組織ス其資格選任特権及其他ノ制規ハ敕令ヲ
以テ之ヲ定ム

議員

国立国会図書館

第三十五条

衆議院ハ議員撰擧法ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタル議員ヲ以テ組織ス

第三十六条

衆議院ハ議長副議長ノ議員中ヨリ選挙ス

第三十七六条

何人モ同時ニ両院ノ議員タルコトヲ得ズ

国立国会図書館

欠題（二月草案）　自第一条至第七八条　伊東巳代治関係文書11

第三十八七条

凡テ法律ハ帝國議會ノ承認ヲ經ルヲ要ス

第三十九条

帝國議會ハ政府ノ提出スル議案ヲ議決ス

国立国会図書館

欠題（二月草案）　自第一条至第七八条　伊東巳代治関係文書11

第四十条 三十九

両議院ハ新法ノ制定又ハ現行法律ノ改正廃止ニ関スル意見ヲ建議スルコトヲ得但其採納ヲ得サルモノハ同會期中ニ於テ再タヒ建議スルコトヲ得ズ

国立国会図書館

欠題（二月草案） 自第一条至第七八条 伊東巳代治関係文書11

第四十十条

両議院ノ一ニ於テ否決シタル法案ハ同會期中ニ再議ニ提出スルコトヲ得ス。

国立国会図書館

欠題（二月草案）　自第一条至第七八条　伊東巳代治関係文書11

第四十二条

帝國議會ハ毎年之ヲ召集ス

第四十三条

帝國議會ハ三個月ヲ以テ會期トス必要アル場合ニ於テハ勅命ヲ以テ之ヲ延長スルコトアルヘシ

但書ニ於テ

第四十四条 三

臨時緊急ノ必要アル場合ニ於テ常會ノ外臨時會ヲ召集スヘシ

臨時會ノ會期ヲ定ムルハ勅命ニ依ル

国立国会図書館

欠題（二月草案） 自第一条至第七八条 伊東巳代治関係文書11

第四十五条

帝國議會ノ開會閉會會期ノ延長及停會ハ両院
同時ニ之ヲ行フヘシ

衆議院解散ノ命セラレタルトキハ貴族院ハ同
時ニ止ム停會(セラル)ヘシ

国立国会図書館

第四十五条

衆議院解散ノ命セラレタルトキハ勅命ノ以テ
新ニ議員ヲ撰擧セシメ解散ノ日ヨリ五個月以
内ニ之ヲ召集スヘシ

国立国会図書館

欠題（二月草案）　自第一条至第七八条　伊東巳代治関係文書11

第四十六条

両議院ハ各其ノ総議員三分ノ一以上出席スルニアラザレハ議事ヲ開クコトヲ得ズ

国立国会図書館

第四十八条

両議院ノ議事ハ過半數ヲ以テ決スヘシ可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

国立国会図書館

欠題（二月草案）　自第一条至第七八条　伊東巳代治関係文書11

第四十九条

両議院ノ會議ハ公行ス但シ政府ノ要求又ハ其院ノ決議ニ依リ秘密會ト為スコトヲ得

国立国会図書館

第四十九条

両議院ハ其意見ヲ天皇ニ上奏スルコトヲ得

第五十一条

両議院ハ大臣民ヨリ呈出スル請願文書ヲ受ク

請願文書ヲ受ルノ條規ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

国立国会図書館

欠題（二月草案） 自第一条至第七八条 伊東巳代治関係文書11

第五十五条

両議院ハ必要ナリトスル場合ニ於テ政府ニ対シ文書ヲ以テ質問ヲ為スコトヲ得

国立国会図書館

第五十三 甲十七条

両議院ハ此ノ憲法及議院法ニ掲クルモノヽ外
其ノ會議及内部ノ整理ニ必要ナル諸規則ヲ制議定
大三勅裁ヲ経テ之ヲ施行ス

国立国会図書館

欠題（二月草案） 自第一条至第七八条 伊東巳代治関係文書11

第五十四条

両議院ノ議員ハ議院ニ於テ発言シタル意見及投票ニ付院外ニ於テ責ヲ負フコトナシ但シ議員自ラ其言論ヲ演説刊行筆記又ハ其他ノ方法ヲ以テ公布シタルトキハ一般ノ法律ニ依リ處分セラルヘシ

第五十五条

西南議院ノ議員ハ現行犯罪又ハ内乱外患ニ関ル罪ヲ除ク外會期中其院ノ承諾ナクシテ逮捕セラルヽコトナシ

第五十六条

内閣大臣各省次官及政府ノ委員ハ何時タリトモ各議院ニ出席シ及討論スルコトヲ得

第四章　國務大臣及樞密顧問

第五十六条

國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其責ニ任ス

國務ニ關スル詔勅ニハ國務大臣ノ副署ヲ要ス

第五十七条

樞密顧問ハ重要ノ國務ニ就キ天皇ノ諮詢ニ應ス

第五十八条

樞密院ハ重要ノ國務ニ就キ天皇ノ諮詢ニ應ス

国立国会図書館

Todd #570

第五章　司法

第五十九条

司法権ハ法律ニ依リ天皇ノ名ヲ以テ之ヲ宣告シ施行

裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

司法権ハ法律ニ依リ構成シタル裁判所ヲシテ施

国立国会図書館

欠題（二月草案）　自第一条至第七八条　伊東巳代治関係文書11

○裁判官ハ法律ニ依リ定メタル資格ヲ具ヘルモノヲ以テ之ニ任ス

○裁判官ハ懲戒ニ由ルノ外其職ヲ免セラルヽコトナシ其懲戒ノ條規ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第六十条 五十九

刑法ノ處斷又ハ

○

○

国立国会図書館

欠題（二月草案） 自第一条至第七八条 伊東巳代治関係文書11

第六十一条

裁判所ノ對審判決ハ之ヲ公行ス但安寧秩序又ハ風俗ヲ害スルノ虞アル事ハ法律ニ依リ又ハ裁判所ノ決議ヲ以テ典對審ノ公行ヲ禁停ムルコトヲ得

国立国会図書館

欠題（二月草案） 自第一条至第七八条 伊東巳代治関係文書11

第六十条

行政官廳ノ違法ノ處分ニ由リ權理ヲ傷害セラレタリトスルノ訴訟ハ行政裁判所ノ裁判ニ屬ス

其裁判所ノ構成權限及訴訟規則ハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

行政官廳ト司法裁判所ト又ハ司法裁判所ト行政裁判所トノ權限ノ爭議ハ特別ノ裁判ヲ以テ之ヲ裁決スヘシ

国立国会図書館

欠題（二月草案） 自第一条至第七八条 伊東巳代治関係文書11

第六十三条

行政官廳ト通常裁判所ト又ハ通常裁判所ト行政裁判所トノ権限争議ハ特別ノ裁判ニ之ヲ裁決ス其裁判所ノ構成権限ハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

国立国会図書館

欠題（二月草案） 自第一条至第七八条 伊東巳代治関係文書11

第六章　會計

第六十三条

新ニ租稅ヲ課シ及稅率ヲ變更スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

國債ヲ起スハ帝國議會ノ承諾ヲ經ヘシ

国立国会図書館

欠題（二月草案）　自第一条至第七八条　伊東巳代治関係文書11

第六十四条

現行ノ租税ハ更ニ法律ヲ以テ之ヲ改メサル限

旧ニ依リ之ヲ徴収ス

国立国会図書館

第六十五条

歳出歳入ハ毎年豫算ヲ以テ帝國議會ノ承認ヲ

經ヘシ

豫算ニ超過スル支出アリタルトキハ後日帝國

議會ノ承認ヲ維ルヲ要ス

国立国会図書館

欠題（二月草案） 自第一条至第七八条 伊東巳代治関係文書11

第六十五条

豫算及其他會計ニ関スル議案ハ前キニ衆議院ニ提出シ其議決ヲ経タル後貴族院ニ提出スヘシ

貴族院ハ豫算ニ付全体ヲ議スルニ止マリ逐條修正スルコトヲ得ス

国立国会図書館

欠題（二月草案） 自第一条至第七八条 伊東巳代治関係文書11

第六十六条

皇室費ハ現在ノ定額ニ依リ毎年國庫ヨリ之ヲ
支出シ将来増額ヲ要スル場合ヲ除ノ外帝國
議會ノ承認ヲ要セス

国立国会図書館

第六十七条

天皇ノ憲法上ノ大権利ニ基キ又ハ法律ノ効果ニ由リ又ハ帝國議會ノ議決ニ依リ生シタル政府ノ義務ヲ履行スルニ必要ナル歳出ハ無算之ヲ豫算ニ掲ク

ルモ毎年帝國議會ハ政府ノ承認ヲ経ルノ限ニアラズ

又ハ削減

国立国会図書館

欠題（二月草案） 自第一条至第七八条 伊東巳代治関係文書11

第六十九八条

國家ノ須要ニ應ジ政府ハ豫メ年限ヲ定メ特ニ
帝國
繼續費トシテ議會ノ承認ヲ經ルコトヲ得

国立国会図書館

第七十五

豫算外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ル為ニ毎年

豫算中ニ豫備費ノ一款ヲ設クヘシ

国立国会図書館

欠題（二月草案） 自第一条至第七八条 伊東巳代治関係文書11

第七十一条

國家ノ危難又ハ國民ノ災厄ヲ避クル為ニ緊急ノ需用アル場合ニ於テ内外ノ事情ニ因リ帝國議會ヲ召集スルコト能ハザルトキハ政府ハ勅令ニ依リ財政上必要ノ處分ヲ為シ時宜ニ依キハ國債ヲ起シ又ハ新租税ヲ課スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ次回ノ議會ニ提出シ其承認ヲ求ムヘシ

次會期ニ於テ帝國議會ニ証明シ其将来ニ法律上ノ効力ヲ要スルモノハ議會ノ承認ヲ求ムヘシ

国立国会図書館

欠題（二月草案） 自第一条至第七八条 伊東巳代治関係文書11

第七十二条

帝國議會ニ於テ豫算ノ議決セス又ハ豫算成立ニ至ラザルトキハ政府ハ前年度ノ豫算ニ依リ之ヲ施行スヘシ

第七十三条

國家ノ歳出歳入ノ決算ハ會計檢査院之ヲ檢査確定シ政府ハ其檢査報告ト倶ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

會計檢査院ノ組織及職權ハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

国立国会図書館

欠題（二月草案） 自第一条至第七八条 伊東巳代治関係文書11

第七章

第七十三条　總補則

將來此ノ憲法ノ條項ヲ変更スルノ必要アルトキハ上諭ヲ以テ議案ヲ帝國議會ニ下附スヘシ

此ノ場合ニ於テ両議院ハ各〻其ノ總員三分ノ二以上出席スルニアラザレハ議事ヲ開クコトヲ得ズ出席議員三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニアラザレハ何等ノ変更モ之ヲ決議スルコトヲ得ズ

国立国会図書館

欠題（二月草案）　自第一条至第七八条　伊東巳代治関係文書11

第七十五条

皇室典範ノ変更ハ帝國議會ノ承認ヲ経ルヲ要

セズ

第七十五條

憲法及皇室典範ハ攝政ヲ置ツノ間之ヲ変更ス
ルコトヲ得ス

国立国会図書館

欠題（二月草案） 自第一条至第七八条 伊東巳代治関係文書11

第七十六条

此ノ憲法公布ノ際現行ノ法律規則則命令又ハ何等ノ名称ヲ用ヰタルニ拘ラズ総テ遵由ノ効力ヲ有ス

国立国会図書館

欠題（二月草案）　自第一条至第七八条　伊東巳代治関係文書11

次ノ會期

国立国会図書館

国立国会図書館

欠題（二月草案） 自第一条至第七八条　伊東巳代治関係文書11

国立国会図書館

欠題（二月草案）　自第一条至第七八条　伊東巳代治関係文書11

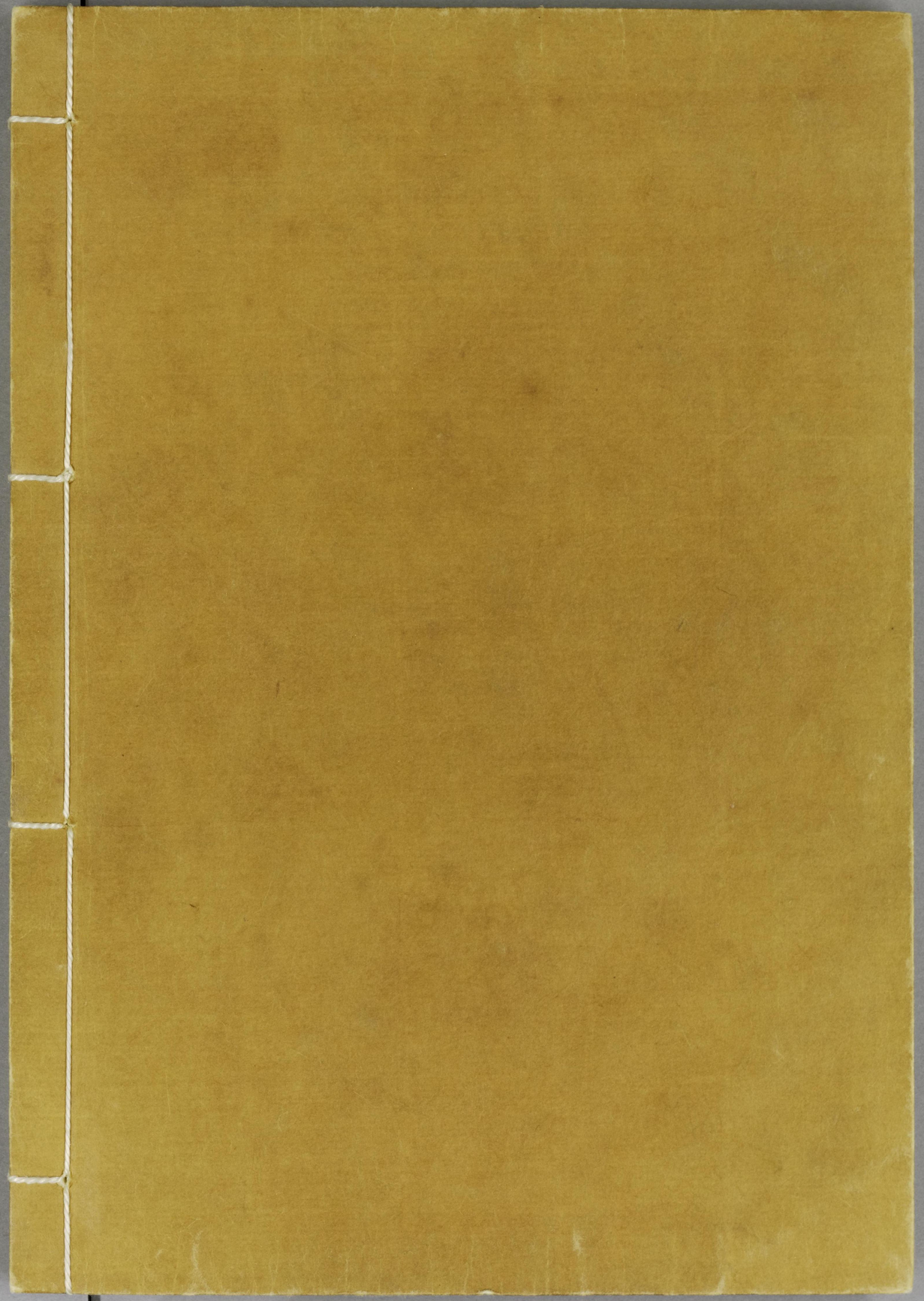

国立国会図書館

欠題（二月草案） 自第一条至第七八条　伊東巳代治関係文書11